

いじめに関する方針 Japanese

いじめることは例外なく許せない罪である。すべての学生は、登校の際には、安全かつ快適に登校できる権利がある。

いじめとは、個人又はグループが、相手に対して言葉をもって誹謗、中傷したり、言葉以外の暴力で、恐怖、苦しみを与える行為である。

いじめる行為は教室、玄関、運動場、食堂、洗面所等学校の中や外、どこで起こるか分からない。

- 押される、打たれる、殴られる、及び蹴られる
- 強烈にからかわれる
- 下品な言葉で名前を呼ばれる
- 身体つき、国籍、性、宗教、性格、能力、又は家族関係について悪く言われる
- 打たれる、衝突される、蹴られる、又は他の強烈な行為で脅される
- グループの活動から故意に対抗され、追いやられる
- 打たれるか、叩かれるか、蹴られるか、又は恐喝によって、お金または所有物を奪われる
- 打たれるか、叩かれるか、蹴られるか、又は脅しによって、やりたくないことをさせられる
- うその噂を広められる、または秘密を漏らされる
- 悪いことを活字で、テキストやメッセージやノートや電子メール等で書かれる
- ブログ（インターネットの個人エリア）、ウェブサイト、日記及び憎悪な本で残酷に攻撃される
- 残酷な冗談、皮肉、悪評などで笑い者にされたり、ばかにされたりする
- 財産を損失され、ごまかし取られる
- 友達にしてもらえない
- グループの友達に入れてもらうため、過激な行為をするように脅される、または強要される

いじめと戦うために学校の専任グループは、それをなくすための作戦を計画、実行、そして監視をする。

学校のすべてのコミュニティーメンバーで、広いキャンパスから恒久的にいじめを排除する為の決まりも発効する。

いじめ行為の報告はすべては調査され、処理される。学校は学校のコミュニティーメンバー全員がいじめの発生を報告するように促す。学生はいじめの問題の相談を聞き入れてくれる教師、学校管理者、兄弟及び親を信頼・信用し、恐れる事なく相談すべきである。学生がいじめの報告を恐れている事はしばしばあるが、これについては、保護手段を講じる。

いじめ行為の内容の程度によっては、厳格に処理を行い、保護者呼び出し、無期停学、退学、裁判による調停などをも含んでいる。